

熊捜一第435号
令和元年10月10日

「熊本県警察性犯罪指定捜査員運用要綱の制定について（通達）」の一部改正について（通達）

性犯罪捜査における捜査員の運用については、これまで「熊本県警察性犯罪指定捜査員運用要綱の制定について（通達）」（平成9年6月13日付け熊捜一甲第724号）に基づき実施してきたところであるが、性犯罪の特徴、被害者の心情及び性的マイノリティの現状等に即したより適正な対応を図るため、これまで女性警察官に限定してきた性犯罪指定捜査員の指定の在り方を見直すなど、前記通達の一部を別紙のとおり改正し、令和元年10月10日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

熊本県警察性犯罪指定捜査員運用要綱

第1 目的

この要綱は、性犯罪（刑法上の強制性交等、強制わいせつ等の性的欲求等に基づく身体犯をいう。以下同じ。）の被害者（以下「被害者」という。）の精神的負担の軽減と性犯罪の潜在化の防止を図るため、性犯罪指定捜査員（以下「指定捜査員」という。）の指定等に関し必要な事項を定めることにより、適正な性犯罪捜査に資することを目的とする。

第2 指定

1 推薦

- (1) 刑事部捜査第一課長（以下「捜査第一課長」という。）は、警察官のうちから、被害者の事情聴取、対応等に適性を有すると認められる者を選考し、当該者の所属の長と協議のうえ、性犯罪指定捜査員推薦書（別記様式第1号）により熊本県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に推薦するものとする。
- (2) 指定捜査員の推薦に当たっては、性犯罪事件の捜査過程において、被害者の希望を踏まえた性別の指定捜査員が被害者に対応できるよう、男性警察官及び女性警察官の双方を推薦するよう努めるものとする。

2 指定

- (1) 警察本部長は、推薦された者の中から適任と認められる者を指定捜査員に指定するものとする。
- (2) 警察本部長は、指定捜査員を指定したときは、当該指定捜査員の所属の長に通知するものとする。

第3 指定の解除

1 解除の申請

捜査第一課長は、指定捜査員の指定を解除する必要があるときは、当該指定捜査員の所属の長と協議のうえ、性犯罪指定捜査員解除申請書（別記様式第2号）により警察本部長に指定の解除を申請するものとする。

2 解除の通知

警察本部長は、指定捜査員の指定を解除したときは、当該指定捜査員の所属の長に通知するものとする。

第4 任務

指定捜査員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被害者からの事情聴取、証拠採取等の実施又は補助
- (2) 被害者を立会人とした実況見分の実施又は補助
- (3) 被害者に対する刑事手続、被害者支援制度等についての説明

(4) (1)から(3)までのほか、性犯罪捜査を適切に推進する上で必要となる活動

(5) (1)から(4)までに掲げる事項に関する他の捜査員への指導及び助言

第5 運用等

1 指定捜査員の運用

性犯罪を認知した所属の長は、被害者からの事情聴取等について、原則として指定捜査員を従事させるものとする。

2 派遣要請

所属の長は、他の所属の指定捜査員の派遣を必要とするときは、性犯罪指定捜査員派遣要請書（別記様式第3号。以下「要請書」という。）により警察本部長に指定捜査員の派遣を要請するものとする。ただし、要請書を提出するいとまがないときは、口頭により要請後、速やかに要請書を提出するものとする。

3 派遣

警察本部長は、前2の要請により指定捜査員の派遣が必要と認めるときは、関係所属の長に指定捜査員の派遣を命じるものとする。

4 派遣及び期間

派遣する指定捜査員、派遣期間等は、捜査第一課長と関係所属の長が協議して決定するものとする。

5 指揮監督

指定捜査員の派遣を受けた所属の長は、派遣された指定捜査員を指揮監督し、適正かつ効果的な運用に努めるものとする。

6 少年警察部門との連携

性犯罪を認知した所属の長は、被害者が未成年である場合においては、少年警察部門に所属する指定捜査員を積極的に運用するなど、少年に対する支援活動を効果的に推進するものとする。

第6 教養訓練

捜査第一課長及び指定捜査員の所属の長は、指定捜査員に対して、定期又は随時に性犯罪捜査に関し、必要な教養及び訓練を行うものとする。

第7 名簿の備付け

捜査第一課長は、性犯罪指定捜査員名簿（別記様式第4号）を作成し、保管するものとする。

第8 その他

この要綱に関する事務は、刑事部捜査第一課において行う。

※ 別記様式（略）